

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和5年6月20日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂季美が丘地区建築協定

2 申請者の氏名

長坂 生人

3 建築協定区域

京都市西京区大枝北沓掛町三丁目14番1から14番4まで並びに京都市西京区大枝北沓掛町四丁目25番1、25番地4から25番7まで、26番4から26番10まで、28番4から28番11まで、29番6から29番11まで、29番13から29番17まで、29番19から29番21まで、30番1、30番9から30番18まで、30番20、32番1、32番7から32番16まで、33番7から33番19まで、34番12から34番20、34番22から34番25まで、34番27、34番28、34番30から34番32まで、35番5から35番8まで及び35番10から35番13まで

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区大枝北沓掛町四丁目30番19、31番、34番1、35番9及び35番14

5 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠、建築設備

6 協定の期間

10年間（有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等の過半数から委員会に対して、書面をもって有効期間を延長しない旨の申立てがなされない場合は、有効期間を更に10年間延長することができるものとする。）

7 認可年月日及び番号

令和5年6月20日付け第13-001号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)